

予算決算審査委員会報告書

平成27年11月10日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 守 井 秀 龍

平成27年11月10日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第102号 平成26年度備前市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定	な し

予算決算審査委員会記録

招集日時	平成27年11月10日（火）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時33分	開会 ～	午後1時31分	閉会
場所・形態	議場	閉会中の開催		
出席委員	委員長	守井秀龍	副委員長	石原和人
	委員	山本恒道		田原隆雄
		尾川直行		鵜川晃匠
		橋本逸夫		津島 誠
		掛谷 繁		川崎輝通
		立川 茂		西上徳一
		山本 成		森本洋子
		星野和也		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	田口健作		
	参考人	なし		
説明員	市長室長	有吉隆之	総合政策部長	藤原一徳
	市民生活部長	藤原弘章	保健福祉部長 兼福祉事務所長	大西武志
	まちづくり部長	高橋昌弘	教育部長	谷本隆二
	日生総合支所長	星尾靖行	吉永総合支所長	高山豊彰
	会計管理者	金井和字	監査事務局長	中野新吾
	病院総括事務長	森脇 博		
傍聴者	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時33分 開会

(開会前に配付した資料の確認を行う)

○守井委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は全員です。定足数に達しておりますので、これより予算決算審査委員会を開会します。

本日は、議案第102号平成26年度備前市一般会計歳入歳出決算の認定についての総括質疑、採決を行います。

先ほど申し上げたように、分科会で資料請求のあったものについては、それぞれ配付していますので、御参考にしていただきたいと思います。

○谷本教育部長 先日の分科会で立川委員より御質問のあった件について、訂正を1件させていただきます。

177ページ、14節使用料及び賃借料のうち、テニスコート用地借り上げ料の算出根拠について、借り上げ料の算出根拠について評価額に1000分の5を掛けた行政財産の目的外使用の率とお答えしていましたが、正しくは固定資産評価額に100分の4を掛けたものとなりますので、訂正をさせていただきます。

それから、答弁が漏れていた資料について、簡単に御説明させていただきます。

先ほど資料説明があったとおりですが、教育用タブレット、パソコン等の内訳、これ小冊子になったものをおつけしています。

それから、191ページ、備品購入費が上がっていなかったという御指摘を受けましたが、これは昨年度2月の8号補正において全額落とされたものです。

図書館費300万円減ですが、電子書籍の追加購入を予定していましたが、現在の貸出状況を勘案して、購入を見合わせ全額減額するという細部説明で御説明しているものです。

それから、石原委員だっと思いますが、189ページの測量調査費委託料も当初予算計上していましたが、同じく2月の8号補正において減額されたものです。駐車場用地の取得にかかわる測量が不要となったため、全額を減額するという細部説明で御説明していた部分です。

それから、立川委員から、学校建設費の委託料関係について、174ページで学校建設費関係の委託料の明細字句の説明等ということで、資料を先ほど御提出させていただいています。

最後にもう一点、橋本委員から、40ページ、要保護、準要保護の児童・生徒数の減については、これも資料をお出しさせていただいています。こちらを見ていただければ減になった理由がわかると思いますので、こちらをごらんください。

それから、事務局を通じて学校の図書費の実績ということで、資料をおつけしています。訂正と資料の簡単な御説明等をさせていただきました。

○守井委員長 それでは、当委員会に付託され、継続審査となっていた議案第102号については、各分科会においてその審査が終了していますので、これより各分科会からの報告を行いま

す。

まず、総務産業分科会の審査報告を願います。

○田原委員 それでは、総務産業分科会の報告をさせていただきます。

10月19日と26日に行いました。歳入から順次報告させていただきますが、主な項目だけ拾っていますので御理解をお願いしたいと思います。

まず、歳入ですが、第7款ゴルフ場利用税交付金ですが、クリスタルリンクスゴルフ場が閉鎖されるのではないかということから、自主財源にかかわることなので、関係部署とも情報を共有して単なる交付金、税ということだけでなく、新規企業誘致という意味合いも含めて、自主財源の確保に努めることという意見がありました。

地方交付税の件ですが、現状は61億円程度ですが、28年度よりいよいよ減額が始まるということでありました。

次、15款国庫支出金、地方振興費補助金ですが、この件は東備消防のデジタル化に係る交付金であるということでした。それから、16款県支出金、移譲事務交付金ですが、移譲事務がだんだん行われているが、コスト主義を持って安易な移譲事務を受けないよという意見を申し述べておきました。

それから、ふるさと納税寄附金ですが、26年度は3,107万円の実績に対し、27年度は月に1億円も見込まれるという大幅な伸びであります。他市への流出等不特定な要素もあり、利用については慎重な対応を望むという意見がありました。

次、諸収入の弁償金の損害賠償金42万円ですが、内訳は元吉永町長分が36万円、元日生町長等の分が6万円、その残高は旧吉永町長分が1億8,800万円、旧日生町長部分が2,400万円、滞納金は年5%ということで、雑入として入る金額よりも滞納金の利息がかさんで、毎年残金がふえている現状であるという報告でした。

市債の過疎対策事業債のうち、道路新設改良事業充当は2,560万円は日生地区のもので、脇ノ上と中日生の道路です。臨時財政対策債8億8,067万円ですが、これは交付税の代替財源で、後日100%が充当されるということでもあります。このたびは三石ポンプ場、緊急車両等で活用させてもらったということでした。合併特例事業債のうち、教育施設等耐震化事業充当2億240万円は香登、伊部、日生東小学校、日生中学校等で活用したということでした。

歳出に入ります。

2款総務費、職員手当のうち、時間外勤務手当1,382万円は対前年度比180万円アップでした。本日資料が配付されていると思いますが、このほかにサービス残業も予想されるということから、実態の把握を行い、適切な人員配置を行うよう要望をしておきました。

次の職員研修委託料は、決算資料の22ページ、23ページを御参照ください。

弁護士訴訟委託料644万円ですが、26年度分は鶴海荘問題、これは判決が出たようです。それから、三股問題が本年12月16日に判決予定でありました。参考として27年度まで残っ

ているのは、三股の問題、医療事故が2件、生活保護の問題等であるという説明でした。

次、使用料及び賃借料のうち、職員住宅借上料218万円は東京事務所敷金を含む内容でした。

財産管理費、備品購入費ですが、438万円は電気自動車2台、ちなみに市の所有自動車総数は205台あるそうです。

企画費の委託料のうち、企画政策・調査委託料、行政評価導入指導・助言等の事業費について、そろそろ市独自でできないかと。委託ばかりでなく、すばらしい職員もおるので、市独自でそろそろやってもいいのではないかという意見があったということを報告しておきます。

次に、企画費の委託料の合併記念事業委託料1,389万円のうち、日生市民会館壁面のSUIKO氏によるデザイン制作費280万円について、この種の芸術家の作品は評価の分かれるものなので、こういうものを実施するときには事前に市民のコンセンサスが得られるように準備してから取りかかるべきだというようなことを要望しておきました。

次に、電算管理費の委託料です。増大する電算関連の委託料については、専門知識を要する職員の雇用が必要でないかという意見がありました。

次に、消防費、消耗品費の133万円のうち54万円は非常食、県は6,800食を保有するようということですが、備前市は8,000食を準備しているということです。そのほか、毛布、給水、トイレなどを備蓄しているということです。

まちづくり関係に入ります。

歳入の件、12款交通安全対策特別交付金の減収について、この件は反則金の分配の減収でありました。交付金が少なくなっても、交通安全対策費の減収にならないよう要望しておきました。

14款使用料及び手数料のうち、住宅使用料の滞納の件です。

滞納の原因は雇用の不安、収入減、生活保護等によるということでありましたが、保証人への請求、妥当な不納欠損処理を行うようということと、決算資料18ページにあります。きょう新たに詳しいデータをお願いしておきましたので、本日皆さんの手元へ配られたと思います。

次に、県支出金の観光費補助金です。92万円は県費の50%補助で、岡山空港と岡山駅へ観光広告掲示板を設置した金額ですが、同じようにやった高梁市よりも見劣りがするという意見がありました。頑張ってもらいたいということです。

次に、財産収入の金額は小さいですが、閑谷学校の日本遺産認定もあり新たなものをつくりたいという意見のある中で、名刺台紙外壳払収入でありましたが、デザインの更新等については在庫が余り残らないよう一工夫が要るのではないかという意見を申し述べておきました。

歳出に入ります。

農林水産業費、負担金補助及び交付金のうち、県営広域農道整備事業負担金169万円は本年11月19日竣工の予定であり、平成7年から吉永の閑谷学校のトンネルを抜けてすぐのところ

から和気を経由して熊山まで伸びる総延長1万459メートル、幅員が7メートル、受益面積が3,061ヘクタール、総工費85億500万円を投じた県営事業への負担金で、本件が最後ということでした。

山村振興費の八塔寺ふるさと農園の指定管理料450万円の審査についてですが、体験農園の利用者は全くゼロだということで、農作物売り上げ433万円等の実績から事業の必要性を問う意見がうるありましたが、地域振興の面から単なる農園の指定管理料ということではなく、八塔寺関連の施設それぞれの持ち場で指定管理しているのを総括して検討する必要があるのではないかとということで、執行部へ意見を申し述べておきました。

次に、林業費、負担金補助及び交付金の件、有害鳥獣駆除奨励金、備前市鳥獣被害対策協議会補助金の実績表が本日配られています、要望しておきました。

次に、商工費の負担金補助及び交付金、商工会議所、商工会、岡山セラミックセンター等への補助金の支給について、前年度の決算の残や単にイベントへの補助でなく、上級団体の事業とも事前協議を行い、備前市の活性化の主要団体としての適切な対応を要望しておきました。ここに書いていませんが、それぞれの団体にも年度予算があるので、そういう協議は早目にするようにということも申し添えておきました。

次に、商工費の同じく負担金補助及び交付金のうち、企業立地促進奨励金2,429万円の内訳はヒナセシッピング、桂スチール、マルナカ、コーワン、コスモス薬品等への負担金であります。ちなみに27年度は予定がないという報告でした。

次、観光費のうち、備前焼まつり補助金200万円の件ですが、不明瞭だということで資料をいただいていたのですが、200万円の補助金にかかわる資料が出たほうがわかりいいのではないかとということでありました。というのが、備前焼まつりの決算書を添付されていましたが、決算書の内容についての質疑になると担当職員が十分な答弁ができないという現状がありましたので、やはりその辺は資料の出し方についても一工夫要するという意見でした。

次に、土木費の工事請負費のうち、旧日生病院解体撤去工事4,235万円ですが、現在駐車場ですが、更地です。これはあくまでも暫定的なことであり、今後の利用計画については地元と今後とも協議していくという報告でした。

次、都市計画費の委託料676万円、伊部の62ヘクタールの事業計画の見直しのための調査費で、県へ提出する都市計画をまず廃止して、新たなものをつくり出すという市の考え方をまとめて、それでもって地権者へ意向調査を行い、議会の同意を図るということで今後やっていくというための調査委託料であるという説明でした。

その他、資料として、施設管理公社への指定管理料がそれぞれの項目でありました。ところが、指定施設管理公社全体の実態把握ができていないということで、全体像のわかる委託料及び利用実績の一覧表を求めています。本日お手元に配付されています。

それから、先ほど説明の中にも冒頭でさせていただきましたが、職員の労務管理面から職員配

置に不均衡はないのか、時間外及び休日出勤の実態がわかるように、過度に一部の職員に負担のかからないように、そういう労務管理面からの必要のため、資料を提供してほしいという要求をしていました。本日お手元へ配付されている資料です。

以上、かいつまんで駆け足で報告しましたが、総務産業分科会の報告とさせていただきます。

○守井委員長 主査の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑を行います。

○鶴川委員 今、るる報告されましたが、厚生文教委員会の委員は傍聴すればいいわけですが、席に入っていない場合、どうもこの報告だけではわからない点が今指摘するだけで14カ所あります。それで、総務関係の委員ではそこでやりとりがあるから、それは十分わかると思いますが、わからなかった点を私がこれから言いますので、それがどうなっているのかをお示ししていただきたいと思います。

○守井委員長 1点ずつお願いできますか。

○鶴川委員 まず、ほとんど共通している点は、意見を言ったということですが、それに対して執行部はどのように受けとめているのかということが、今の説明では全くわかりません。まず、申し上げると、1ページのクリスタルゴルフ場について云々、この自主財源の確保に努めることと申し述べたと言われますが、執行部はどのような確保をするのか、そこら回りの考え方というものを、やりとりはされたのかもしませんが、厚生文教の委員としてはそこら回りが全然わかりません。それから、48、49ページ……。

○守井委員長 1つずつお願いできますか。

○鶴川委員 いや、全部言います。同じことですから。

ふるさと納税寄附金にしても慎重な対応を望むということだけど、どのように執行部は望むのか、そういうことがわかりません。

2ページの時間外勤務手当の要望についても要望しただけで、じゃ執行部は今後どのように考えているのか、とりあえず3つお願いします。

○田原委員 ゴルフ場の交付金について、要するに今回決算です。この決算について、別にどうこうないわけですが、クリスタルゴルフ場が閉鎖されるような話を聞くが、今後どのようなことかということで質疑がありました。当局からの答弁は、そういうことも聞いているが、新たな事業主が単に変わるだけなのかどうか、それはわからないので、今後はわかりませんという答弁でした。そういう中で、これは、現在ある企業の動向については新規企業誘致するときと同じようにもう少し、財政のほうでわからないのでまちまちづくりのほうでそれをどのようにつかまえているのかということを含めて、関連部署ともよく協議をして、既存の企業についてもよく情報収集して自主財源の確保に努めるようにという意見があったということです。

次に、慎重な対応、そういうことです。それ以上、それ以下もありません。要するにしっかりふるさと納税をもらっているということで、安易に事業をどんどん拡張すると大変なことになり

ますよと、というのが流出、要するに備前市から外へ出ている、ふるさと納税については来年の確定申告を待たなければわからないという現状の中で、そういう現状なら、決算は特に次の予算につながる事なので、うちの分科会では次の予算ではその点気をつけろよという意見を申し述べておると。

○守井委員長 それから、次のページ。

○鵜川委員 いや、もうよろしい。そのようなところが全部で14カ所見受けられたわけです。それとあと、資料を要求して後から配られたという、今2点ほど資料が配られたわけですが、その資料の説明を執行部からお願いします。

○守井委員長 最後に出ております施設管理公社への指定管理の関係をまず。

資料を開いてください。

指定管理はどなたが説明できますか。大まかに説明していただけますか。

〔「聞いてない人はわからないから、丁寧にしないとイケん」と呼ぶ者あり〕

○田原委員 結局、こうして決算委員会をそれぞれやっても、みんな担当担当が違って、全体を把握している人がいないという中で、こういう資料を持って、政策として考えるには一覧表を見て、施設管理公社をどう今後活用するかという検討をしてもらうためには、そういう資料があるということで資料要求をしました。恐らくこの資料、総括的に答弁できる人があったら、してもらったらいと思います。そういう盲点がありますよという指摘をしたということで理解いただければと思います。総括できればやってください。

○守井委員長 鵜川委員、例えば指定管理の一覧でどこの説明を求めますか。

〔「報告を受けないと質問ができない」と呼ぶ者あり〕

指定管理は両方ともにかかわりがあると思うので、総括質疑で全体の部分でいきましょう。そこで説明を受けたいと思います。

勤務手当についても一応各分科会の主査の報告が済んでから、総括のほうで説明してもらいますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

ほかに主査に対する御質疑がございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、審査報告に対する質疑を終結します。

以上で総務産業分科会の報告を終わります。

次に、厚生文教分科会の報告を願います。

○鵜川委員 お手元に配付しているのを見ていただきたいと思います。要点のみを申し上げますので、その点は御了承願いたいと思います。

まず、市民生活部、保健福祉部関係から審査をしたので、順を追って御説明をさせていただきます。

まず、歳入、市税について。収納に当たっての取り組みはということで、特に収納で強化している点は年々滞納者をふやさないようにすると。それから、財産調査を行うと、そして滞納処分を強化する。それから、納付相談等を徹底的に行うということです。高額納税者の原因はについては、先物取引等により国税を強化したことにより、市税がその分払えないということでたまっているということです。その他、一時的な取得があったが納税ができないため、年々累積しているのが現状であるということです。

不納欠損の違いについて、この違いについては執行停止後3年経過による欠損については納税する資力がない方は執行停止をかけ、3年過ぎると不納欠損をするというものと、5年消滅時効については納税に至らなかったが案件がこれに当たるということの違いです。それで、約1,300件の不能欠損処理をしており、内容はここに書いているとおりです。最終的に徴収できなかったものが577件等あるということでした。

差し押さえ件数はふえているのかについては、26年度は倍近くふえているということです。

あと分担金及び負担金については、老人ホームの入所費用、公立保育園保育料の収入未済額の納入があるので、その納入方法はどのようにやっているのかということについては、老人ホーム入所者2人中1名は死亡していると、それからほかは分割納付をみなやっていたと。保育料については督促状を発送し、また文書による催告状を送付、また園長から直接納入依頼、それから徴収月間を設けて定期的に実施、児童手当から納入手続などを行って徴収努力をしているということです。

広域入所市町村負担金の内容については、里帰り出産に対応したもので2件であるということです。

使用料及び手数料についてのことですが、国際交流ヴィラの使用人数及び国籍に対して、ここに書いているとおりです。使用料及び手数料について幼稚園の保育料の収入未済額の内容はということについて、2世帯、4人分であるということでした。

2ページですが、国庫支出金、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の人数については、各人1万円給付で3,393人であるということです。

同じく国庫支出金の循環型社会形成推進交付金の理由は、これはし尿処理施設の改築による国庫の補助金であると。

それから、がん検診推進事業補助金、対前年比較で減少理由は、これは補助金制度を大幅に変更したために減少したということです。

同じく国庫支出金で幼稚園就園奨励費補助金、対前年比較で増額理由は、これは所得調査により対象者数の変動によるもので、増額したということです。

同じく、国民年金事務費委託金、対前年度比較で増額理由は、相談者の増加と交付単価の引き上げ及びシステム改修による経費分の交付によるものであるということでした。

寄附金について、教育振興費寄附金の人数は。これは個人か法人なのか。個人の方1名で、小学校へ220万円、中学校へ200万円、幼稚園へ50万円、寄附があったということです。

今度は歳出に入ります。

総務費で縁結びの場設定委託で、開催実績と延べ人数ということに対して、4月、12月の2回、参加人員は256名であったということです。

同じく、有線無線放送施設設置事業の地区名と設置数はということで、佐山、伊部東地区の2カ所であるということです。

同じく総務費で修繕料の68万円はどこか。国際交流推進員の事務施設ですが、これは八塔寺国際交流ヴィラであるということです。

民生費について、障害福祉計画策定委員会の人数と開催回数は、これは、委員14名で4回開催しているということです。

民生費、社会福祉総務費の敬老事業の参加者は、町内会80団体で実施し、75歳以上で参加者は6,656人であるということです。

同じく民生費で、私立保育園運営費補助金、対前年度比較で増額理由は、これは無憂華保育園、昨年度より園児数が増加したためにふえたということです。

あと、同じく民生費の生活保護関係ですが、生活保護者の増加原因はに対して、高齢化により就労困難者がふえていることが要因と思われるということでした。

同じく医療扶助、対前年度比較で減少理由はと。入院患者が減少したため、高額医療が少なくなったということです。

衛生費について、講演会講師派遣委託料の内容は、これは自殺予防のセミナーを日生で開催、映画上映等講師の委託料であるということです。

同じく衛生費の小児医療費、児童・生徒医療費の件数とそのうち償還給付件数は、これは外来、入院あわせて4万8,964件、償還給付は2,945件であるということです。

衛生費について、光熱水費、対前年度比較で増額理由は、これは焼却時間が伸びており、電気料が上がっているため増額をしたということです。

衛生費について、指定ごみ袋の販売収入還付金の発生理由は、指定代理店が2店閉店したため、もともと購入したものを還付したということです。

教育費について、市民文学賞実行委員会助成金の対象人数と内容は、市民から文学作品を募集し、文集にしていると。出品者数は157名、出品数が342点で、優秀作品を表彰しているということです。

次に、教育委員会関係について御報告申し上げます。

まず、歳入ですが、県支出金が学力向上市町村プロジェクト事業の経費内容は、これは備前ま

なび塾で問題集の購入、支援員の報酬であるということです。

あこがれの人派遣事業補助金の変更があったのかと。25年度は100%補助、26年度は2分の1の補助で20万円を上限で2校分であるということです。

財産収入について、書籍冊子売上収入は何なのか。歴史民俗資料館など来館者、個人に販売した収入がこれに当たるということです。

緒収入について、奨学資金返還金が返せない人が多いと聞くが備前市の実態は、26年度末の滞納者は17名で、438万6,000円、未納者には電話連絡、未納の通知、臨戸徴収をして頑張っているということです。

奨学資金滞納者の原因は。また差し押さえ等強行的手段はあるのかと。いろんなケースがあるが、昨年は破産者が2名、差し押さえ等は行っていないということです。

次に、諸収入で損害賠償金の収入未済額は、これは25年4月に西鶴山公民館のフェンス破損事故を起こしたことによるもの。今も係争中であるということです。

続いて、歳出です。

教育費、時間外勤務手当での勤務実態は、この手当は係長以下の職員である。係長以上の職員も時間外勤務をしている状況であると。耐震工事業とかタブレット導入などが事業として出てきたので、これが多忙となったのが原因であろうということです。

時間外勤務職員の負担をどのように考えているのか。負担を軽減するため、みんなで協力し合っ

てやっているということです。

小・中学校教員の時間外勤務の減少施策はあるのか。県等への報告は、教育委員会で簡素化ができるように配慮している。施策としては、これは難しい問題であるということです。

教育費の人材派遣業務委託料、対前年度比較で増額理由は、ICT支援員を配置しタブレット使用の支援をいただいているが、1月、23回、2月、96回、3月、207回、小・中学校合わせて合計326回行っているということです。

施設台帳修正委託料、台帳修正の内容は。耐震化工事等をした学校関係施設の台帳を毎年修正しているということです。

教育費、講師謝礼、アドバイザー謝礼の内容は。講師謝礼はまなび塾の支援員の方、アドバイザー謝礼は放課後学習サポート事業で支援していただいた方の謝礼であるということです。

同じく小学校費の時間外勤務手当が計上されていないが、時間外勤務はなかったのか。これは、もう時間内で勤務をしているということです。

同じく小学校費、臨時雇賃金の内容は、これはここに書いているように、これだけの人数で賃金を支払っているということです。

同じく小学校費、消耗品費、対前年度比較で増減理由は。主に小学校の教員用指導書、教科書の購入をしたために増額したということです。

小学校費の遊具安全点検委託料、点検内容は。これは目視からのさびぐあい、ぐらつき、基礎

部分を点検しているということです。

同じく小学校費で、電算機器借上料のリース期間は25年4月1日から30年3月31日まで。

同じく小学校費、全国大会等出場補助金は何か。片上小学校の交通安全子供自転車全国大会出場の補助金である。全国大会等出場にはどんなものがあるかについては、主にここに書いているとおりです。限度額が1人当たり1万5,000円、団体は15万円です。

教育費の小学校費で要保護、準要保護児童就学援助費は、放課後児童クラブを利用したときの経費は含まれているのかと。これは、含まれていない。これはいいとしても、一体として考えるのであれば、含まれる必要があるのではないかという御意見も出ました。

教育費、小学校費、26年度末の耐震化率は。小学校で81.82%です。

教育費、中学校費でテニスコート用の用地借り上げの場所と算出根拠は、これは、先ほど執行部から訂正がありましたので、そのように御理解いただきたいと思います。

次に、教育費、中学校費、部活動補助金、対前年度比較で減額理由は。これは、生徒数が単に減となったということです。中学校費の全国大会出場補助金の内容は、ここに書いているようにこういった方々に対する補助です。教育費の高等学校費、夜食費の補助金で1人当たりの単価、これは1食当たり単価65円です。

同じく高等学校費で部活動補助金は。部の活動は何をやっているのか、補助金の単価は。これは野球部と女子バレー部で、補助金は1つの部に1万円であるということです。

全国大会等出場補助金の内容は。全国高等学校定時制通信制体育大会の剣道大会、同じく陸上大会にそれぞれここに書いているとおり補助をしているということです。

教育費の公民館費、西鶴山公民館用地の借り上げの根拠と期間。これは固定資産税の課税標準額の1000分の56でお二人から借り上げ、面積は1,543平米、期間は定めていない（「平成43年3月31日まで」と後刻訂正）ということです。

同じく公民館費で公有財産購入費、購入効果は、これは、駐車場不足で駐車場として購入していると。舗装工事が済んでいないが早急に行いたいと。

最後ですが、6ページ、同じく図書費、図書は充実、確保できているのか、利用者からの不満はないのかという点について、希望本があれば購入をしているということと、また不足とか、そういった希望によって県立図書館から配送していただいている、お借りをしているということだと思います。

教育費の文化財保護費については、指定文化財補助金、その対象物と効果は、正楽寺の山門と長法寺の本堂であると、文化財が守れることを期待しているということです。

最後に、青少年対策費についての報償費の不用額の理由は、これは健全育成大会の表彰記念品で県民会議の協賛をしているから、その一部補助があったためにその部分が不用額となったということです。

○守井委員長 主査の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑を行います。

○掛谷委員 2ページ、がん検診の大幅減と、補助金制度の法案に変更したというところ、もう少しこの議論というか話がなかったのか、これ歳入ですね。

○守井委員長 1件ずつ行きましょう。

○鶴川委員 細かいところまで私は全部が全部覚えてないので、申しわけありません。細かいことについて、どういう制度が変わったかというのは、正確に申し上げないといけないので、いいかげんなことを言えませんので、これは後から、執行部に総括で答えていただけたらと思います。

○掛谷委員 歳出の縁結びで、本当にたくさん、平成26年度においてのこの成果というものは何か、そういう話はなかったですか。

○鶴川委員 今申し上げたことについての議論はされていません。

○守井委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、審査報告に対する質疑を終結します。

以上で厚生文教分科会の報告を終わります。

以上で議案第102号に対する各分科会からの報告を終わります。

次に、議案第102号についての総括的な質疑をお受けしますが、各分科会での審査を既に終えていますので、詳細な質疑をお受けできない場合がございます。

また、採決前に委員会における意見交換もお受けしたいと思いますので御承知をお願いします。

それでは、質疑を希望される方は挙手の上、お願いしたいと思います。先ほどお話がございました指定管理の関係と、時間外勤務手当等についての資料の説明をどなたかお願いします。

○藤原総合政策部長 指定管理者制度の関係ですが、ここの表にあるとおりで、全部で31施設、指定管理を受けている側からいけば13団体の法人とか法人関係です。13団体に指定管理をお願いしています。担当課としては7つのほか、支所で担当をしています。内容的には、収入、支出の欄が右のほうに掲載されていますが、収入については指定管理料を入れたものが収入、収入の中に指定管理料が入っていますので、御注意いただけたらと思います。内容的にはそれぞれの担当課が把握していますので、担当課のほうで簡潔に説明させていただけたらと思います。

○守井委員長 そのほうは、また総括のところでお願いしたいと思います。

○藤原総合政策部長 続いて、時間外勤務手当等についてです。

性質別に議会費、費目別に議会費から教育費までに分け、計上させていただいています。表の

見方としては、款、項、目、費目別に分け、支出額の総額それから担当部署別それから26年度の対象者数、時間数を比較する意味で25年度の対象者数、時間数を計上しています。その26と25年度の対比です。比較を載せていただいています。支出額については、時間外勤務手当と休日勤務手当をあわせ、7,151万4,067円になっています。

○守井委員長 新しい資料も出ていますので、その点も踏まえて、総括的な御質問がございましたらお受けしたいと思います。

○田原委員 先ほどの指定管理者制度の備前市総合運動公園の利用人数が16万8,211人、それで指定管理料が7,522万円となっていますが、ことしヘルスパの閉鎖に伴っていろいろ審議があったわけです。ヘルスパの実績が4万6,670人、指定管理料2,200万円、これが高いということで閉鎖に折り合って、今度はプールは市の施設になったのでこれを利用しようという議論が来年度の予算で始まるわけですが、そのためには内訳が必要だと思うので、比較するのに、内訳はぜひ資料として議会のほうへ提出しておいていただきたいと要望しておきます。

○守井委員長 それ何年度の話。

○田原委員 27年度。決算は次の予算にいますことですから、つかんでいるのであれば出してください。

○藤原市民生活部長 総合運動公園の内訳ですか。

○田原委員 そうです。

○藤原市民生活部長 提出いたします。

○山本（恒）委員 きょう出ている書面を見ても一緒だけど、151ページのところをずっと上から見ても、さっき言ような指定管理にしても、これ出ているのは八塔寺ふるさと農園、八塔寺ふるさと館、八塔寺山荘、国際交流ヴィラとかも、予算配分が合併してから10年ほど言うばあする、いっつも変わらずにないところは何にもない、あるところは山ほどある。それは落とさんようにすると言うてから、そろそろもう見直しして、来年度予算ごろから少しは切るものは切つてするということにしてもらわなければいけないと思う。私はもう平均にずうっとみんなにばらまくのであれば何があってもええ思う。この前の子供にしたって、年寄りにしたって。偏り過ぎてもうむちゃくちゃ、強いところばかりがとって、弱いところは何にもないというようなのがずっと続いてきているから、もうそろそろ備前市もそのようにしてやっていただきたいと思います。

○守井委員長 指定管理について、どなたが回答できますか。

暫時休憩。

午前10時32分 休憩

午前10時47分 再開

○守井委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

○藤原総合政策部長 指定管理者制度の今後のあり方に限って言えば、指定管理者制度というの

は先ほども申し上げたとおり、地方自治法が改正され、公共施設については直営あるいは指定管理に出すか、もうこの2つの選択しかないということになっていますので、公共施設がある限り、直営か指定管理者制度にするか、どちらかということになりますので、今後公共施設のあり方、公共施設再配置計画をこれから策定するわけですが、その中で今後公共施設をどのようにやっていくのかと、再配置あるいは廃止等を含め検討してまいりたいというふうに考えています。

○橋本委員 私は、旧アルファビゼンのデジタル化に伴う難視聴対策工事費の380万円余りの件で、この本決算とは直接的な関係はないですが、歳入になぜそれが反映されていないのかという観点から若干質問します。この件については、さきの一般質問でのやりとり、あるいは新聞報道等々で我々もこういうものがあるということを改めて再認識していますが、この件に関して住民から住民監査請求が出てきたと。その内容は、380万円余りを請求しないのは執行部の職務怠慢であるというような趣旨であるとお聞きしていますが、まずそこら辺の事実確認からしていきたいと思います。事実かどうか。

○藤原総合政策部長 アルファビゼン改修に伴う、地デジ対策に伴うテレビ共聴施設の請求については、議会のほうでもお答えしたとおり、請求はいたしています。

○橋本委員 最後がぼそぼそと語尾が聞こえにくかったけど、直近でも請求はしているということですか。きょうどなたかの資料を今見させていただいて、平成24年4月18日に起案書が起きて、このときに請求書を出しているのだろうなど。だけど、それ以降についてはそういう資料がないので、直近1番最近で連帯保証人に対して請求したのは何年何月何日ですか。

○藤原総合政策部長 直近は、先ほど橋本委員のおっしゃられた平成24年4月です。

○橋本委員 そのころからいうと、もう既に平成26年度の決算段階で3年弱経過するということですが、その間何ら執行部は行動をされなかったのかどうか、そこら辺についてお尋ねします。請求しなかったのかどうか。

それから、この債権についてはもうどのように考えているのか。こんなものは取れんと、不納欠損にしようとかというようにいろいろな考え方があろうかと思いますが、どのように捉えていますか。

○藤原総合政策部長 書類上は、24年4月以降については請求書は出していないようです。

債権については、今現在弁護士等と相談しており、今後協議してまいりたいというふうに考えています。

○橋本委員 弁護士と相談ということですが、ここにきょう詳しい資料を見させていただきますと、きっちりとした覚書に債務者であるNPO法人の片上まちづくりが押印して、この文書に連帯保証人でウエストジャパン興業株式会社が押印しているということを見ると、この地デジの難聴地域に対するいろいろな工事費についてはNPO法人が見る。それが解散ですか、資力がなくて払えないということであれば、連帯保証人が見るのはこれもう民法上当たり前の話であって、一々弁護士に相談をしなければならないという感覚が私らはよく理解ができないですが、そのあ

たりは担当としてどのように思われますか。

○藤原総合政策部長 覚書自体に疑義があるというようなことも議会のほうにて答弁させていただいていると思いますが、もう一遍経過等を十分調査して、その覚書が本当に有効なのかどうか、法的に有効なのかどうか、そのあたりも今後十分精査して検討してまいりたいというふうに考えています。

○橋本委員 ちょっと言っている意味がよくわかりませんが、この覚書自体に正当性があるかないかということになると、これが相手の知らないうちに印鑑を勝手に持ち出して押印したりしたもの以外であれば、当然この文章を読まれて、その内容を納得した上で押印をします。その押印したものについては責任を全うするというのが、日本の法治国家のあるべき姿だと思いますが、この覚書が仮に有効でないというふうにするならば、それはどのような理由が考えられますか。

○藤原総合政策部長 どのように考えられますかとかという質問、今答弁としては思いつかないのですが、先ほど申し上げたように事実確認を詳細に渡って確認していくということで、その事実関係に基づいて、法的に覚書自体が有効なのかどうか、そういった一連の行為が有効なのかどうか、その辺を検討してまいりたいというふうに思っています。

○橋本委員 それと、この381万4,692円、この債権については消滅時効があると思いますが、これは通常5年というふうに解釈しておいてよろしいでしょうか。

○藤原総合政策部長 債権については、恐らく10年になろうかとは思っています。まだ、これもはっきりとはいたしません、恐らく10年ではないかなというふうに考えています。

○橋本委員 最後になりますが、この請求の発送については、例えば内容証明郵便等々、その時効の停止効果がある、そういうものを利用しているのか、ただ単に封筒に請求書を入れて払ってくださいという格好で出しているのかどうか、再度確認をします。

○藤原総合政策部長 発送については、ちょっと確認をしていませんので、わかり次第答弁させていただきます。（「普通郵便」と後刻答弁）

○橋本委員 わかりました。よろしくをお願いします。

○田原委員 関連ですが、今弁護士と相談して、その覚書の効力があるかないかということをおと弁護士と相談すると、そんな曖昧なものを執行部は議会に提出して、それで仕事をして、今ごろになってそれが効力があるかないかということをおと弁護士と相談すると、そんなむちゃな話はないと思います。その辺はどうですか。それは、賃貸契約のときもそのような話だったわけですね。賃貸契約のときにも、取り壊して全部更地にして返しますなんて、そんな虫のいい契約はないというて、弁護士と協議せえというて、議会で言うた記憶がありますが、いや大丈夫だというて賃貸契約をやり、また覚書もこうして交わして、それを今ごろになってその覚書が有効かどうかということをおと弁護士と相談するというて、それは議会に対する冒涇だと思います。その役人としてどう思われますか。

○藤原総合政策部長 ここに新たに監査請求が出たということで、改めて法的に有効かどうか、

そのあたりも含め検討させてもらうということです。

○田原委員 皆さんに御無理を言って緊急質問させてもらいました。それで市長とやりとりしたわけですが、そのときの答弁は市長としての答弁なのか、債務者側の答弁のような気がしてならなかったわけです、払う義務がないなんていうのは。それは、債務者としての答弁だったですよ。やはり市長としての答弁とすれば不適切と思います。それは、あなたに聞いても仕方ないけど。

そこで視点を変えてお尋ねしますが、備前市の会計規則がありますよね。そこに帳簿の記載という項、188条、市長は債権が発生し、もしくは帰属した、要するに債権管理に関する事務の処理上の必要な措置をとったときには、速やかにその内容を帳簿へ記載しておかなければならないということが決められています。それで、その帳簿は未調定債権管理簿等についてちゃんとしていないといけないと、こういう会計規則があるわけですが、平成24年度当時のこの債権の内容について、今現存していますか、いかがですか。これ、はっきりしてもらわないと今回の決算書、認定しにくい気もするので、きちんと答弁してほしい。

○藤原総合政策部長 当時から、調定行為はしていないと思いますので、今、田原委員がおっしゃられたそういった債権の未調定管理簿ですか、そういったものの作成は恐らくしていないと思います。

○田原委員 それは、法的に問題があるわけですよね。決算にそれは付与すべき、提出すべき内容ですか、それは素人でわからないわけですけど。

○藤原総合政策部長 債権としてはっきりすれば、それは会計規則には沿っていないというふうには考えます。

○田原委員 債権として認められれば問題だということですが、先ほどの起案書に債権届け出の提出ということで、起案は担当からずっといって部長、財政課長とも合議し、総務部長とも合議し、副市長も合議し、市長の決裁も受けているわけです。債権として認めているわけです、市は。やはり債権ですよ。90万円は払ってくれたかもしれませんが、この90万円を含めた470万円は債権として市長は認め、それで請求して90万円払ってもらい、380万円残っているわけです、これ債権なわけです。少なくとも市長は認めているわけです。これは管理簿をちゃんと残さないといけないのではないかと。今からでも残すべきと思われませんが、いかがですか。

○藤原総合政策部長 先ほども申し上げたように、このテレビ共聴の代金が債権に当たるかどうか、そのあたりも、法的に当たるかどうかというのを検討してまいりますので、その結果によってはそういった一連の行為はしていかなければならないというふうに思っています。

○田原委員 市長がかかわったから解釈が違う、それはおかしいと思います。時の市長がそれを認め、それを請求して、請求した相手側がそれはおかしいというて、ウエストジャパン側が対抗すると、市と訴訟するならいいですよ。ところが、今は書類としてはこちら側が請求しなければいけないという状況の中で、請求をしないというのはまずいと。少なくとも、市が今弁護士と相談

するのは、今私たちが権利として持っていることを遂行するべきでしょうかということをお守井委員にすべきであって、それがないでしょうかという趣旨の弁護士に対する相談というのは、私は法の執行者側としてはおかしいと思います。でなかったら、決算書は認めにくいということになるわけですが、百何十万円、これだけ大きな予算の認定不認定ということにわずか380万円ということかもしれませんが、原則としたらそういうことになるわけですが、どういう形で弁護士に相談されようとしているわけですか、この請求をしようとして弁護士に相談されようとしているわけですか、請求をしないような方向で相談をされようとしているわけですか、まずそれ聞かせてください。

○藤原総合政策部長 田原委員がおっしゃられたそういったことも含め、あらゆる角度から検討するということです。

○守井委員長 よろしいか。委員会で。

○田原委員 いや、委員会いうて、決算なわけだから、決算を認定するかしないかという重要な、法的な不備があることを認めていいかどうかということ。認めるとしたら附帯決議か何かして、議会側としての意思だけは伝えておきたいと思います、認定するとしても。これだけのことで不認定というわけにはいきませんが、こういう大きな不備があるとするなら、その不備はやはり指摘しておく必要があるということで、あえて言わせてもらっているの、所管で話をするようなことではないですよ。

○守井委員長 ほかの件でありますか。

○津島委員 9月定例で私が、予算決算のときにでも市長の新規事業一覧表を見せてくれないかと言うたら、メールボックスに入っていました。全議員にも入っていると思いますが、それについてお尋ねします。

市長の新規事業が9月16日までに53件、これは重立ったものですが、25年度が8件、26年度が17件、27年度が9月16日までで28件ということで、全体事業費が38億円、国庫への補助金が4億、市債が13億4,000万円。基金から1億6,000万円とその他の収入が7億、一般財源が10億になっています。

まず初めに業務用タブレット・スマートフォンの購入というのは誰のための、何のために必要なのかお答え願います。一番初めのところ。新規事業一覧というのは誰がつくったのか。

○守井委員長 暫時休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時16分 再開

○守井委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

○藤原総合政策部長 業務用タブレット・スマートフォン購入159万3,000円については、今庁議でタブレットを活用して、それぞれ資料等を閲覧するようになっています。それとあと、防災関係でスマートフォンを10台購入しています。庁議タブレットについては12台とい

うことで、この合計22台の購入費です。

○津島委員 次に、教育部長にお尋ねですが、毎年、生徒が100人ずつぐらい減っていますが、余ったタブレットはどうするのかと言えば、片上高校の話については私は一つも聞いていません。それから、タブレットが3学期導入でこのようなことはあり得ないし、小学校の子供でもわかると思いますが、これはみな血税ですが、結果責任だと思いますが、教育部長はどう思われていますか。

○守井委員長 25年度の方ですか。

○津島委員 タブレット全部。

○守井委員長 教育用タブレット・端末機導入の関連の方で。

○谷本教育部長 結果論で言えば、もうちょっと早く導入してせめて半年、数カ月でも使えるような状況に持っていけたらよかったというふうには考えています。

それから、児童・生徒数が減ることによるタブレットの残ですが、まず今年度は片上高校へ持っていきたいという腹案を持っており、現に今段とりをしている最中です。次年度以降は故障等の対応で何台かは当然持っていなければいけないというふうには考えていますが、できればまなび塾とか、そういったような新たな展開ができればという考えは持っています。

○津島委員 9月28日に私らに委員会資料としてICTの一覧表をもらっていますが、えろうタブレットの人气がよくないです。教員が使用しないのが44%、小学生がほとんど使っていないのが56%、中学生においては85%が全然使っていないという結果が出ていますが、それを教育部長はどう認識されますか。

○谷本教育部長 それも、先ほど配付時期が遅くなったというのが大きな一因だろうとは思っています。アンケート自体は本格的に授業でタブレットを使うノウハウと申しますが、そういったことを推進するためにICT活用推進協議会を立ち上げて専門の教授陣等を入れて、今研修をずっと今年度中続けています。3月ぐらいにもう一度同じようなアンケートをするようなことになろうかと思いますが、その際にはそこはかなり改善されているものというふうに期待しています。

○津島委員 26年度で教育用タブレットの電子黒板導入、私は鍵付きの充電保管庫を物すごく望んでいましたが、どうも金額が一緒の電子黒板に化けたような気がするわけですが、この電子黒板というのはよく利用されていますか。

○谷本教育部長 学校の授業参観的なあれを見に行ったりする際に、何回かその電子黒板を使っているのを拝見しておりますし、タブレットとかを兼ねて活用していくような形が一番いいと思われれます。この辺も含めて、先ほどのICT活用推進協議会の先生方の意見をいただきながら、先生方も少しずつ使いこなしていけるような形に持っていきたいというふうに思っています。

○津島委員 この資料によると、洗濯かごみたいなものへ、たくさんタブレットを突っ込んでいますが、このままで行く気か、市長にどねんかして、昔鍵付きの充電保管庫を言わりようだが、

あれをぜひ導入してくれないかというのを頼むかどっちか、教育部長はどう思われているか教えてください。

○谷本教育部長 正直、充電保管庫には今余りこだわりは持っていません。タブレットの持ち帰りというのも視野に入れながら学校現場とお話をする中で、充電保管庫の必要性も排除しない状態で考えていきたいというふうには思っています。

○津島委員 次に、伊部西観光休憩所、わざとあそこを通過して往復していますが、利用者が極端に少ない。ゼロが多い。大型テレビだけはついているというのを私は愚策と思いますが、今度は西ができたらまた東もしたろうかという市長、私が質問したらにたにたしようたけど、この整備事業、まちづくり部長はこれをつくってどうでしたか。

○高橋まちづくり部長 トイレもあわせて併設して設置しておりますが、それなりにある程度の一定の効果はあるというようなことで思っています。前回でしたか、森本委員のまちの駅の指定というようなお話もありました。今後は、この施設をさらなる利用率を高めるような形でそういう指定、いろんな情報の発信源となるような形で、有効な大事な施設になるように、研究を進めながらいきたいと思っています。

○津島委員 この前の、備前焼ミュージアムという名前をハイカラにしていますが、この耐震はどうですか。それが、もしなくてひっくり返ったら国道2号へ倒れたり、赤穂線へ倒れたり、隣の双葉食堂へ倒れたらびっくりするけど、これどんなでしょうか。

○有吉市長室長 備前焼ミュージアムについては、あそこを受けるという議案のときにも御説明はしたと思いますが、耐震化の調査は現在のところはまだできていません。できるだけ早期にやっていきたいと考えています。

○津島委員 今これひっくり返ったら市が損害請求、莫大な損害請求を受けると思うので、早急にしなければ、もらった以上はしなければいけないと思います、私は。それで、27年度今期の見込みの財政調整基金は幾らでしょうか。

○藤原総合政策部長 見込みといたしますのが、ことしの取り崩し予定額ということでしょうか。

〔「はい」と津島委員発言する〕

予算上は今3億5,000万円です。

○津島委員 基金の残は幾らですか。

○藤原総合政策部長 残については、決算ということですので、26年度末決算でいけば33億円程度です。

○津島委員 ばらまきは、しっかりやっておられますけど、市長はハード事業にはさっぱり興味がないと思います。このしわ寄せは必ず市民に来ると、結果責任は議決権を持つ我々議員になるわけです。定年を迎える職員はええけど、このような市政を次までやっていたらええことにならんぞと、私は警鐘を鳴らしておきます。

○守井委員長 ほかに。

○掛谷委員 今の新規事業の中の関連で1つだけ教えてほしい、学校ICT支援派遣業務委託料が885万6,000円、これは今の続きのおっしゃられた別添の資料の中で派遣一覧が小学校13校、中学校5校、受けられている延べ人数326人で、この3カ月間でしかできていない。平成27年度に入ったらそのことは行われていないということで、26年度にぎりぎりでやったということですが、いろいろ現場の声を聞くと、27年度にも本来ならばこういう支援員を継続的にやるべきだったのかなと我々反省もしておりますが、これ十分だったのだろうかという検証を26年度、もう一つ言えば27年度、今の状況はどうか教えてほしい。

○谷本教育部長 十分だったかと言われると、先ほど津島委員も言われたように遅くなってしまったというところが、この辺も3カ月間で急速ICT支援を使って各学校で使えるような体制を整えていったという中で、満足感は私自身持っています。その辺が先ほどのアンケートにも、今現在研修しているわけですが、研修等をする前の状態が低迷しているというのは、その辺にも一因はあろうかというふうには思っています。

○掛谷委員 議員提案でむしろこのICT支援員派遣は27年度も予算をつけるべきだというぐらいに、我々議員も反省しなければならないですが、恐らく十分ではないと、大分なれてはきています。例えば現場の学校長また先生においても十分ではないという声はよく聞きます。そういう意味で来年度につながることもありますし、タブレットを導入したいきさつ、きちんとした形でこれを使いこなしていく、応用していく、そういう意味で今後の考え方はどうか、支援員、この辺教えていただければありがたい。

○谷本教育部長 26年度で実施したICT支援員と全く同じ形がいいのかどうかというところは、疑問な点もございませう。その辺も含めて現場の先生方の皆さんの意見も反映しながら、支援員については何らかの予算措置を組みたいという思いは持っています。

○掛谷委員 がらりとかわります。26年度の時間外勤務手当のA3判の資料で、1点お尋ねをさせてもらいます。

ここでは、時間外勤務手当と休日勤務手当が出ています。ここで一般管理費の時間外勤務手当の支出額が1,382万6,909円、26年度は。この対象者は38人と時間数5,562時間。これを一人頭に換算すると、額で言えば36万3,866円になるし、言いたいことは、これ25年度より相当上がっているわけです。26年度になぜこんなに多くなっているのか。対象者それから時間数、その理由を説明願いたい。

もう一つは、残業というのは一体どこからスタートした時間なのか。一般的会社であれば、就業して終わりの時間、それから1時間残業、2時間、3時間となるわけですが、それはどういう取り扱いでの残業、どこからスタートしているのかと。

それから、38人というのは、同じ人ばかりがやっているのか。要は格差がないかどうか。例えば38人で15人の人は非常に多いと、いや満遍なく38人やっているのか。そういうところを含めて回答を、一例ですが、一番大きなところなので教えていただきたい。

○藤原総合政策部長 一般管理費の増については、対象者数が11人で、25年度と比べて11人ふえたことによるものが一番大きいと思っています。個別的には、前年とは余り変わっていないとは思っていますが、人数のふえたのが一番大きいというふうに思っています。これ時間外手当ですが、災害のときの出勤の関係も入っていますので、年度によって災害が多いときには増、特に一般管理費については、そういう災害の関係で出てくる職員の方が多いと思うので、そのあたりもあるのではないかと。年度ごとにここで資料を持っていないのではっきりとは言えないですが、そういった突発的な災害等もありますので、御理解をお願いしたいと思います。

時間については、執務時間が17時15分ということですので、それを超えたらそれを超えた時間ごとに割り増し等もありますので、詳しい内容ということであれば、また総務課で詳しい資料は用意させていただきたいと思います。

○掛谷委員 17時15分以降だということですが、よくいうサービス残業、そこまで私は言いませんが、残業オーケーということについては何か申請書を出したり、また部課長のオーケーという一言で、そういうものが決まってしまうのか。そのあたりはどういうやり方をやっているのかお聞きしたい。

○藤原総合政策部長 時間外については、担当課長の指示で行うということになっています。

○掛谷委員 今度は、休日勤務手当の中で下から6番目、衛生費の中の清掃総務費が休日勤務手当528万7,000円ほど、これは職員の方がやっていると理解しますが、一般的に言えば、民間の方々が出てこられて民間委託みたいになると思うが、これどういうことになるのか、教えていただきたい。

○藤原総合政策部長 環境の分については、パッカー車等が祝日のときには収集日であれば行きますので、そういった関係で大きいというふうに思っています。

○掛谷委員 ということは、ごみ収集が休日に当たる日は、例えば連休が月曜日に当たっていれば、そういうことがこの額であると、確認ですけど、それ以外はないわけですね。

○藤原市民生活部長 環境でそのほかといいますと、26年度は御存じのとおり、旧の焼却場、能力が落ちぎみで、今度大規模改修をやらせていただくわけですが、その分で超過の分は休日に出てどうしても燃やしてピットをからにしているというような業務もありますので、その分も26年は多かったかと思います。

○守井委員長 ほかに。

○尾川委員 今残業というか時間外の問題の話が出て、ちょっと切り口を変えて、今部長は突発的な災害と人員増による残業時間の増だと、私が心配しているのが、仕事をふくそうして、これ見ただけでは、私は仕事とその時間とのマッチングがなかなかできないものですから、その辺で部長、どういうふうにこの表を見たとき、恐らく他の部署の数字を見ることはまずないと思います、この一覧表でしか。感想どんなですか、1点。

○藤原総合政策部長 時間外については、毎月各部署ごとにまとめた表が回ってまいります。そ

これは、個人ごとに毎月の時間外の総計が出たものですが、それは毎月注意深く見守っています。

○尾川委員 そういう管理していただいとったらい。余りこういう正式の委員会でサービス残業の話をしたら議論がおかしくなるわけですが、一般的に言えば氷山の一角で、水面下のほうが大きいということで、私らの経験則からしたら、現場は別として、事務関係でしたら残業時間15時間とか、月に20時間とか上限があって、それまではまあ残業を認めたらうと。それ以外がかなりの時間になるのが一般常識ですよ。

私ら先ほど言いましたように、極端に仕事が特定の人に偏ったり、それから人の配置がうまくいっているのかと。配置がうまくいっているかというのは個人個人の能力や適性があるから、人の数をふやしたからといってそんなに減るわけではないですが、そのあたりの工夫というのはやっておられるわけですか。というのが、補正があれだけ出てくるということは、かなり職員の人に負担がかかってきているというのを推察するわけです。この数字を見たときに、その数字と生の数字とこの表面的な数字と、表面的といえどもまた語弊もあるが、そのあたりの違いを答弁できないと思うが、こっちの心配は本当に仕事が、私らもこういうことを言うたらあれですが、休みもとれないという声を聞くわけです。そりゃあ誰もどうしてこうしてと、私も一々そんな趣味でないから余り聞かないですが、そういう人の配置とか、仕事の量とかというのをもう少し計測してできる限りそういう考え方でやらないと、これだけでは私も、今の説明では、いやあ人もふえたら残業がふえたというふうなことで、突発的な事故でということにすればそれ以外で、それならそれだけ補正が出てきて時間外せずに、家に持って帰ってしているわけですかというのを聞きたくなる。そういうところが気になって、この辺を出してほしいと。

どうせ形式的な数字だけ追って、残業が出ている分だけ出てきているわけだから、実際の休みに出たり、それから時間外は何時までやっているのか知らない。ざっと見ても、1日1時間としても年間稼働日数218ぐらいでしょうから、そしたら大体わかるわけです。200日、200時間といえどもかなりきつと思う。有給をとったり、夏休みをとったりする時間というのはないと思う。そういうことが繰り返されると大変なので、そのあたりの管理について、労務管理のことはあれですが、補正予算が多いということで、それを聞いたかったわけです、部長には。

今部長答弁は、人が多くなったから、3人ふえたから残業がふえたとか、11人ふえたから残業がふえたとか、それなら1人当たりの出してくれと言いたくなるわけですが。そういうところを私ら気にしているわけです。同じ話ですけど、教えてもらえたらと思う。要は、余り補正を出したりごじゃごじゃしていると、みな負担になって時間外にかかってくると、今教育部長が答えたけど、タブレットや何や言うたって現場は、片上高校でも言っているが教職員がそれだけの受け入れる素養というか、体制ができていのかどうかというのをよくしていかないと、それこそ余っているから持っていつとけという考えでは通らないと思う。その辺を指摘させてもらっている。教育部長、また後で部長に、どうしてもその辺が配置の増と、突発性時間外が多いと言われるのかどうか、その辺を一番大事なところなので。

○藤原総合政策部長 一般管理費に限って言えば、職員数が25年度と比べてはふえているわけですが、職員数については合併以降、行財政改革プラン等によって行1の職員が20%程度減っています。そういった関係で非常に厳しい状況にはなっていますが、そういった中で先ほど申し上げたように、1カ月当たりの時間数、残業時間の多い方についてはチェックして、メンタル関係の相談に、専門家に相談をかけたか、そういったこともやっています。

それから、職員配置については、毎年これから2月ごろにかけ担当課長のヒアリングを行い、その課の状況等を詳しく聞かせていただいて、それに基づいて人員配置もやっているところです。何もしないというわけではなく、いろいろな角度から人員配置は考えているような状況です。なお時間外については、当初予算では低目の時間外の手当を計上していますので、どうしても時間外の補正は出てくるというのは御理解願えたらと思っています。

○尾川委員 時間外の話が出たので、それは昨年と比較していきょうるわけですよ。頭割りではない、要するにその部署としてもふえてきているから問題視しているわけ。だから、1人当たりが何ぼというのではなく、そういうものがふえてきておるような気がするわけです。まああんたらあ隠そうとするし、こっちはそういう見方をしているわけです。要は特定の人に負担がかかったりして、余りやったらいけませんよと言いたいわけです、こっちが言いたいのは。

次に、教育部長にお聞きしますが、図書の300万円、来年の予算の絡みもあるが、新聞にも出ているように、瀬戸内とか、赤磐とか、よく知っていると思う。和気町の図書費がどのくらいかというのを。備前市はよく見たら昔300万円と400万円とあった時代になって、電子書籍やこうほこりをかぶっとんやからねえ、はっきり言うけど。そういうのやはり現場をよく見てもらって、私も最初ある人から言われて、図書館のパソコンがほこりかぶっているでという話をするわけですよ。図書館にパソコンはないのになあとよく考えたら電子書籍のことと思うわけです。あれも、本当にみな職員よく知っていると思うが、青空文庫やこう見るものは、わしらが見るぐらいのもんです、試しに。本当にもっとそれを、300万円の電子書籍を買うというたって、何もかもそれこそ道具は買うても後はおめえらでメンテせえ、ほん投げて、楽天から落としてけえとか、よく知っていると思うが、そういうことをやったって、なかなか現場の人というのは動きはしないですよ、そう簡単に。だから、その辺まできちっとやってやるのか、それとも本当に本をきちんと買って、1,600万円あったのがもう300万円ですから。前に400万円になって、それで当時の館長が600万円へ引き上げたわけですよ、頑張っって。

そういうことがあるから、それともう一つは議事録に書いてあるけど、県立図書館のを借りればいいと、そりゃあ専門書は借りればいいと思う。だけど一般書なんかは借りてみられえ、ベストセラーというのは、はやりの本を借りようと思ったら何カ月待ちですよ。そういう状態でどんどんおくれるわけですよ。それなのにここへ書いて、県立図書館に配送していただくという。そりゃあよくわかる、文言とすれば。担当者がそうだと思う、図書館の司書やこう。だからよそが1,000万円で、こっちが2,000万円もせえいうわけではないがそこそこしなと、

新しい図書館ができたり、今そういうことを言よる時代だから今度の予算でしっかり考えてもらって意識を変えてもらわないと、今何ぼ総合計画をつくったって、図書館のいいところへ住みたいという人もおるわけですから。その辺御意見を聞かせてください。

○谷本教育部長 委員の御意見はよくわかりました。電子書籍については、確かに青空文庫しか貸し出しで入れられないということもあって、300万円の執行はやめて補正で落としたという経緯ということも今回認識しています。そういった中で、図書館の充実というのはこれからの大きな課題だという意識ではおります。

○尾川委員 図書で今300万円の補正、議員もしっかりチェックすればいいわけですが、なかなかそこまでできかねているのが実態で、例えば300万円落とすのではなく書籍のほうへすつと変えていくという判断を、勇気ある判断をしてもらいたいと思う。

次に行きます、もう一点だけ。

指定管理の絡みで伝統産業会館の1階にいまだにどういうふうになっているのか、この間日曜日に行ったら、天井が剥がれて何か使ようりました、ケーブルが通って。あれも市の施設で、陶友会に指定管理しているわけですが、そこが考えることかもわからないが、あのままでほっておくというのは、それこそ東の休憩所にでもすればいいのではないですか、1階を。市長が言うたように西があるから今度は東を休憩所にすればよろしいが。あいているわけだから使用料払うのも、どうせ大きなテレビをつけてあそこを休憩所にして、自動販売機でも置いておけばいいと思うが、どんなですか。

○高橋まちづくり部長 確かに私どもも、あそこが今の状況でいいとは決して思っていません。備前焼まつりのときも中が、撤去した後が見えるという非常にさみしい思いと、非常に見苦しい思いも感じられた人も多々あったと思っています。そうした中で、かなり広い店舗のスペースもございますので、ある程度工夫して目的に応じたようなことを、余りにも大きいからなかなか借りにくい部分もあるので、そのあたりも今陶友会とどういう活用がいいかというのをまさに今模索中といいますか、検討している途中ですので、一日も早く何らかの活用ができるように進めていきたいと思っています。

○尾川委員 そういうことで来年の予算に絡めて、有名シェフのレストランもどうなっているのか知りませんが、玄関口の一番大事なところ、備前焼まつりで備前焼でも陳列しようと思うたが、あそこへ置くというても品物を出す人もいないでしょうし、天井があのような状態とは思っていませんでしたが、ぜひ今度予算をとって、市の施設なので、その陶友会が独自でやるべきというふうなのが本当かどうか、どこまですれば市が出せばいいのかというのは私もわかりませんが、駅の前があのままでは備前市が笑われると思う。何ぼ伊部ばかりと言われるかもわかりませんが、あそこだけはきちっとして来年の予算に上げてやってもらいたいと思います。

○高橋まちづくり部長 私は全く尾川委員と同じ考えでございます。

○守井委員長 ほかに

○藤原総合政策部長 先ほど橋本委員お尋ねのテレビ共聴の請求書の郵送方法ですが、普通郵便ということでした。

○橋本委員 その件で余りにも普通郵便といえば普通だったらおかしいので、配達証明がつくとかあるいは内容証明付きの郵便であるとか、我々は請求しているということをもろにアピールする意味で、一般の郵便物で請求するというのはどうかなと思うが、そこら辺担当の御意見を聞かせてください。

○藤原総合政策部長 今後検討してまいりたいと思っています。

○田原委員 その関連ですが、先ほど380万円の話をしました。当時に弁償金の問題があるわけです。うちの分科会で報告したように、旧吉永町長には残りが1億8,800万円、それから旧日生町長ほか何名の方については2,400万円残っているわけです。部長との議論の中で調定の話が出ました。調定は請求して入ったものだけを調定するという答弁が、一般質問か緊急質問かであったと思うが、調定するところ、基準何とか収入額に加算されるからそのような方法をとっているわけですか。要するに先ほどの債権と同じで請求していないものは調定しないのか、その辺どうですか。

○藤原総合政策部長 今までの答えは、旧吉永町長分と日生町長分です。金額が大変高額ということで今分割払いをお願いしています。その分割払いでそれぞれ期限を定めてお願いしているが、その分割払いについての調定行為はしていますが、全体的な調定行為は行っていないという実情です。

○田原委員 基準財政収入額の件はどうなります。

○藤原総合政策部長 基準財政収入額と言えば交付税の分だと思えます。それは関係ないと思います。

○田原委員 それで、さっきの弁護士と話をするという話をされしましたが、やはりちゃんと帳簿をつくっておかないといけないですよ。380万円はぜひつくるべきだと思うし、さっきの1億8,800万円、2,400万円にしても整理簿をつくっていなかったら、私も監査委員させてもらったこともあるわけですが一切わかりません、外からは。そのために地方自治法なり、こういうことでしっかりそういう帳簿を備えろということになっていると思う。でなかったら実態がわかりません。

というのが、この間、日生町長に関連する方が亡くなりました。その方は、自分の一切の家屋敷を売って自分なりにしに対して責任をとっていると、そういう思いを持とられたようです。ところが、3,000万円だったかな、最初は。家屋敷を売って自分なりに精算しておきながら、残りが2,400万円あるという話をあげたらびっくりしていました。それは、5%毎回毎回滞納がかかってくるわけですから、それは実際膨れていくわけです、今のような状況だったら。そのあたりも見て明らかになるような帳簿をつくって、それは職員もそうですし、我々議員にもわかるような形をとってなければだめだと思う。その辺確約してください。そうい

う不備な帳簿はちゃんとしますと言うか言わないのか。それによってこの決算を満場一致で認定するのか、あくまでも少数でも反対して意見書に載せてもらうか、それとも附帯決議なんかで意見書を書かせてもらうのか。それによるのでどうですか。

○藤原総合政策部長 旧吉永町、日生町関係の損害賠償金については、賠償金については裁判で確定をしています。延滞金については年利5%ということで、これ毎年動くわけですが、賠償金そのものについては確定していますので、今後調定行為をするかどうかというのは、これは早急に検討をさせていただきたいと思っています。

○守井委員長 きょうは一応あと全員協議会も予定されているので、時間までやって、午後も引き続いて委員会を若干やりたいと思いますが、よろしいですか、要は12時までやりあと休憩という形にしたい。いいですか、それで。

○田原委員 しめにしましょう。今、部長うまいことすりかえるんですけども、調定はいいです。私はそういう関連帳簿を、会計規則で決められている関連帳簿をちゃんとつくるのかどうですかという確認をしているわけです。調定のことは調定として、それは必要でしょう。でなかったら会計規則違反ではないですか。その規則違反を早くとり除くを努力をされるのかどうかということを知っているわけです。

○藤原総合政策部長 調定行為をするということになれば、会計規則等に沿って、一連の行為はしていくものだと思います。

○田原委員 未調定債権も含めてつくるとなっているわけです。未調定のものもどうですか。

○藤原総合政策部長 それも含め、今後検討させていただきます。

○田原委員 それには、380万円もぜひお願いしたいと思います。

それから、もう一件、犯人が捕まっていますが、アルファビゼンの器物破損について大きな損害なわけです。市は泥棒が捕まえればそれに請求しようということ、これも大きな債権ですよ。ですから早くその債権の額を確定する努力と、それもこういうような帳簿にしっかり残して受け継いでいかなければあやふやになってしまうという危険性があるわけです。その辺はしっかりしてもらいたい。その確約をとりたい。

○藤原総合政策部長 電線の盗難については、再建築費になればかなり高額になるということ、今トン数に応じた損害金額ということになってはいますが、犯人が確定されなければなかなか請求のほうも、犯人がわからないまま請求するということにはなりませんので、そのあたりはもう少し状況を見てみたいと思っています。

○田原委員 犯人がわからなくても被害額はしっかり確定していなかったら、しないということには捕まえる気がないということです。せっかく議会が満場一致で犯人を捕まえてほしいという前向きな姿勢を出したわけですから、あなたたちもしっかり犯人を捕まえるためにこれだけの被害があるという市民に対しても明らかにし、犯人に対するプレッシャーもかけながら努力しないとだめですよ、それは。そのための来年度予算でぜひ金がかかっても、これだけの被害があるとい

うことを明らかにするべきだと思う。そういうことが要するに会計規則にある債権についての整理簿にしっかりそれは残しておかなかつたら、それは曖昧にうやむやになってしまいますよ。

○藤原総合政策部長 相手が不詳のまま債権としての確立ができるのかどうかといえば、非常に疑問がございますので、恐らく難しいというふうに思っています。ということで、先ほど申し上げたようにもう少し状況を見させてください。

○田原委員 被害額だけでも確定しておく必要があるのではないですかと言ようわけです。

○藤原総合政策部長 何遍も申し上げますが、もう少し状況を確認させてください。

○守井委員長 暫時休憩します。

午後0時05分 休憩

午後1時03分 再開

○守井委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

○谷本教育部長 分科会の中で西鶴山公民館の借地ですが、期限を定めず的な答弁をしたところですが、契約書を確認したら期限がございましたので、訂正させていただきます。平成43年3月31日までの期限となっています。更新の際には6カ月前までに交渉ということで契約書に書いてありました。訂正をよろしくお願いします。

○守井委員長 そのほかに何か質疑のある方、挙手の上、御発言願います。

○掛谷委員 1点、提出いただいた平成26年度の鳥獣被害対策事業のA3判、詳しい資料が今出ているので、ちょっとだけ説明、見たらわかりますが、ニホンジカの頭数は足したら何頭になるのか、イノシシは幾ら、それから鳥獣被害の奨励金、駆除班、1班から4班あったり、日生班があったり、吉永、これは何人おられるのかということも含めて説明をお願いします。

○守井委員長 本日提出の平成26年度有害鳥獣対策事業という資料をお開きください。

○高橋まちづくり部長 済みません。ちょっと休憩してお答えさせていただきたいと思います。

それから、班については人数、この場ではわかりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○掛谷委員 もう一つ、歳出の鳥獣被害対策協議会に対する補助金の中で、ICT等新技術実証（鳥獣忌避システム）112万3,847円はどのようなシステムですか。これはどういうことをやっているのか。

○高橋まちづくり部長 これについては、備前♡日生大橋を渡った側、島側のほうへテレビカメラと音声による鹿等が嫌がる、人間の耳では聞きにくい高周波的なものを発信しながら鹿を寄せつけないというような形で設置したものです。このテレビカメラの画像については、本庁のほうでスマホ等で常時監視できるようなシステムになっています。

○掛谷委員 効果のほどは。

○高橋まちづくり部長 開通後、その橋の周辺にはなかなか鹿が出没していないというような状況です。それが、効果があって来ていないのか、ほかにわけがあって来ていないのかというのは

わかりません。

○掛谷委員 また人数とかそういったところもあわせて、トータルの、電卓を入れればわかりますが、もっと親切に入れてやってみてください。すぐぱっと見たらわかるように。そんなことも含めてもう少し人数、頭数等、また後日でいいです。出してください。

○守井委員長 ほかにございませんか。

○山本（恒）委員 さっきのと関連がちょびっとぐらいあるかもわからないので、猿が今ごろ出だしてから、猿は猟師の人に言うて駆除というか撃ってもらおうというようなのできんのんかな。

○高橋まちづくり部長 鉄砲で撃つというのは、大体猿というのは民家に出没して屋根から屋根へ渡り歩いて逃げていくというような形で、なかなか発砲は難しいと思います。よくテレビで見るとは網で捕獲したりとかというぐらいな形しか特にありませんが、去年は西片上当たりでそういう猿の出没があり、その辺で駆除という形で、結局はここはできなかったと思います。どこかへ逃げていったというような状況です。今後そういう感じで何かあれば、それなりの対策を打つ必要があろうかと考えています。

○山本（恒）委員 ほんなら、今後は何かをみんなで考えるということ。

○高橋まちづくり部長 実際テレビ等で見るとは麻酔的な吹き矢的なもので吹いて、麻酔で眠らせて捕獲するとかというような場面を見たことがありますが、実際そういう状況になったら、そういうことも含めてある程度専門家の意見も聞きながら、何らかの対策を打っていく必要があるかと考えています。

○守井委員長 ほかにございませんか。

○尾川委員 きょうもらった資料で耐震化の委託料の一覧がありますが、今でなくてもいいですが、別に各学校ではかったからどうこういうこともないかもわからないが、1校だけでなしに2校一緒に、同じ契約で分けられないのかもわからないが、金額、明細を教えてください。どこの小学校が幾らで、どこの中学校が幾らでというか、要するに小学校2つ、3つも一緒にの筋でトータルで設計者が1つだから仕方がないかもわからないですが、明細が欲しい。

○谷本教育部長 それは、きょうお出しした一覧表、例えば一番上のところでしたら片上、東鶴山小学校舎ということにしてあるのを、これを学校別ということでございましょうか。

〔「はい」と尾川委員発言する〕

ちょっとお時間いただいて、対応させていただきます。

○守井委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第102号の質疑を終了します。

ここで採決に入る前に委員間での総括を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「まとめをするということでしょ。いろいろ意見が出ているから、それをまとめればええが」と尾川委員発言する〕

暫時休憩いたします。

午後1時13分 休憩

午後1時20分 再開

○守井委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

先ほど申し上げたように、委員長報告として皆様方の御意見を取りまとめて報告するとして、委員会を進めさせていただきます。

これより議案第102号を採決します。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議と認めます。よって、議案第102号は認定されました。

本案に対し田原委員から附帯決議案が提出されました。田原委員から附帯決議案の説明をお願いします。

○田原委員 認定ということに賛成させていただきましたが、質疑の中、議論もありましたように、明らかに会計規則に抵触する部分があったということで、この問題について会計規則に基づいた適切な処理を行うことということをぜひ執行部に申し入れたいと思うので、附帯決議案を提案させていただきました。賛成方よろしくをお願いします。

○守井委員長 附帯決議案に対して質疑のある方は挙手の上、御発言願いたいと思います。

○川崎委員 田原委員との執行部の答弁ではもう一つははっきりしていないわけですが、執行部は今の会計処理は問題点があるという認識はどんなですか、そこははっきり。ないという捉え方ですか。どうですか、そこは。できていないということは、明らかにできていないというふうにとれるわけだけど、できているのでしょうか。

○守井委員長 暫時休憩いたします。

午後1時23分 休憩

午後1時30分 再開

○守井委員長 委員会を再開します。

○田原委員 休憩中に皆さんの御意見を含めて、この決議案は取り下げさせていただきます。なお、委員長のまとめの中には、審議の中で出た意のあるところを含んだ形の委員長報告をお願いしたいということで取り下げさせていただきます。

○守井委員長 以上で議案第102号の審査を終了します。

それでは、これをもちまして予算決算審査委員会を閉会します。

皆さん、御苦労さまでした。

午後1時31分 閉会